



10月27日(日)は 衆議院議員総選挙の投票日です。 投票時間 午前7時から午後6時まで

■国政の代表者を選ぶ大切な選挙です！

投票は、住民が政治に参加できる権利です。候補者のマニフェストなどを参考に、あなたの大切な一票を無駄にせず必ず投票しましょう。

■選挙公報は新聞折込みでお届けします！

新聞を購読されていない方は、町役場、桂支所、七会町民センター、コミュニティセンター城里、各保健福祉センター、各公民館、ホールの湯、道の駅かつら、物産センター山桜、エコス城里店に備え付けてありますのでお取りください。

なお、郵送を希望される方は、事前に町選挙管理委員会へご連絡ください。

■投票のできる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件をすべて満たしている方です。

- ① 登録の基準日となる、10月15日現在で城里町の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民（年齢要件は、選挙の期日が基準となることから、平成18年10月28日までに生まれた方）
- ② 登録の基準日となる、10月15日まで引き続き3か月以上城里町の住民基本台帳に登録されている方（令和6年7月15日までに城里町において住民票が作成された方又は転入届出をされた方）
- ③ 公職選挙法に定められた欠格事項に該当しない方

■投票にあたってのご注意！

今回の選挙で投票する際には、次のことにご注意ください。

◎投票時間 午前7時から 午後6時まで

◎投票場所 町内13か所（裏面に各投票所の場所が掲載されています。）

※投票日(10月27日)は、入場整理券に記載した投票所以外では投票することができませんので、よく確かめてからお出かけください。

◎持参物 入場整理券

※入場整理券を紛失された方は、投票所の受付で紛失したことをお話いただければ投票することができます。

◎投票方法 投票は『小選挙区選挙』、『比例代表選挙』、『最高裁判所裁判官国民審査(国民審査)』の3種類です。

- ・小選挙区選挙の投票用紙には、候補者の氏名を書いて投票してください。
- ・比例代表選挙の投票用紙には、政党名を書いて投票してください。
- ・国民審査の投票用紙には、やめさせたいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×印を書いて投票してください。やめさせたくないと思う裁判官については、何も書かないで投票してください。詳細は、係員におたずねください。

■期日前投票をご利用ください！ 入場整理券は、必ず持参してください。

投票日当日、仕事や外出などの理由で投票できない方は、期日前投票をご利用ください。なお、投票所の場所によって、期日前投票ができる期間が異なりますので、よく確かめてからお出かけください。

◎投票の手続 あらかじめ、投票所入場券裏面に印刷されている「宣誓書」に記入の上、期日前投票所にご来場ください。投票所入場券(宣誓書)を提出いただき、受付をすることで期日前投票をすることができます。

※投票所入場券をお持ちでなくても、期日前投票所の受付で城里町の選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

期日前投票所		期日前投票期間	期日前投票時間
第 1 期日前投票所	コミュニティセンター城里	10月16日(水)～10月26日(土)	午前 8 時30分～午後 8 時
第 2 期日前投票所	桂図書館	10月19日(土)～10月26日(土)	
第 3 期日前投票所	七会町民センター		

◎期日前投票期間中又は投票日に誕生日(満18歳)を迎える方は、不在者投票を利用しましょう。

満18歳を迎えないと選挙権を有しないことから、誕生日前に期日前投票はできませんが、町選挙管理委員会において不在者投票をすることができますので、町選挙管理委員会までお越しください。

不在者投票の場所	不在者投票期間	不在者投票時間
町選挙管理委員会(役場本庁舎 総務課内)	10月16日(水)～10月26日(土)	午前8時30分～午後8時

■投票は、次の方法でも行うことができます！！

◎病院や施設などに入院・入所している方

県選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院や入所している方で、投票日に指定された投票所へ行くことができない場合は、その病院や施設で不在者投票をすることができます。病院や施設の方にお問い合わせください。

(裏面へ)

仕事や学業などで他の市区町村に滞在中のときは、その滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。この場合、あらかじめ投票用紙を取り寄せる手続きが必要となりますので、お早めに町選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所に行くことはできるが、身体の故障などの理由によりご自分で文字を書くことができない方は、投票所の係員があなたに代わって投票したい候補者の名前を代筆する代理投票ができます。投票所にお越しいただき係員にお申し出ください。

身体に重度の障害があり、身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っているか、または介護保険の被保険者証を交付されている方で、下表の条件に該当する方は、「郵便投票証明書」の交付を受ければ自宅で投票することができます。詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

手帳などの種類	障害の程度（条件）		郵便投票証明書の有効期限
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能障害	1級または2級	交付の日から7年
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級	
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで	
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症まで	
介護保険の被保険者証	介護状態区分	要介護5	交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日

■開票の参観制限について 参観人は、30人までです。

開票参観人の受付は、投票日の午後7時20分からコミュニティセンター城里ロビーで行い、開票は午後8時から研修室で行います。

投票所一覽

投票所一覧

第1投票区 コミュニティセンター城里
第2投票区 石塚小学校特別教室
第3投票区 那珂西二区農村集落センター
第4投票区 旧小松小学校体育館
第5投票区 上青山公民館
第6投票区 下古内第一区集落センター

第7投票区 ケアステーション城里 地域交流館
第8投票区 北方営農研修センター
第9投票区 岩船地区公民館
第10投票区 阿波山集落センター
第11投票区 沢山小学校特別教室
第12投票区 七会町民センター
第13投票区 塩子新農村集落センター

【第1投票区】 (コミュニティセンター城里)

【第2投票区】 (石塚小学校特別教室)

【第3投票区】 (那珂西二区農村集落センター)

【第4投票区】 (旧小松小学校体育館)

【第5投票区】 (上青山公民館)

【第6投票区】 (下古内第一区集落センター)

【第7投票区】 (ケアステーション城里 地域交流館)

【第8投票区】 (北方営農研修センター)

【第9投票区】 (岩船地区公民館)

【第10投票区】 (阿波山集落センター)

【第11投票区】 (沢山小学校特別教室)

【第12投票区】 (七会町民センター)

【第13投票区】 (塩子新農村集落センター)

町選挙管理委員会では、町のホームページで選挙の概要や各投票所の場所を示す地図を掲載しています。

また、投票日は、投票状況や開票状況を町のホームページでお知らせしていく予定です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。 <https://www.town.shirosato.lg.jp/>

お問合せ先 城里町選挙管理委員会(城里町役場総務課内) TEL 029-288-3111

思い 願い 未来 この一票に